

令和3年度 西伊豆町教育委員会第11回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和4年3月16日（水）14:00～14:34
- 2 場所 西伊豆町福祉センター 2階 大会議室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、眞野有吏委員、影山やえみ委員
[事務局 眞野隆弘、石田晃一、土屋千春]
- 4 欠席者 森本仁子委員
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和3年度第11回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和4年2月16日開催の第10回定例会の議事録については、高橋委員と影山委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教育長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、眞野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（眞野委員：了解）

教育長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第22号議案並びに第23号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10第2項に基づき賛否を採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教育長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第22号議案並びに第23号議案は、秘密会といたします。それでは、第22号議案の「令和4年4月1日付け、西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

眞野：それでは、資料の「第22号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号、及び第26条第2項第4号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定に基づき提案するものでございます。

（秘密会により説明内容及び質疑省略）

教育長：それでは、第22号議案の「令和4年4月1日付け、西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教育長：挙手全員ですので、第22号議案については、可決されました。続きまして、第23号議案の「令和4年度準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

眞野：それでは、資料の「第23号議案」をご覧ください。こちらは、学校教育法第19条の援助措置規定に基づく、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒

の認定については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についての通達により、教育委員会は、世帯票に基づき3月末日までに認定を終了するとなっていることから提案するものでございます。詳細につきましては、担当の土屋からご説明いたします。

土 屋：資料説明（秘密会により説明・質疑省略）

教 育 長：それでは、第23号議案「令和4年度準要保護児童生徒の認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第23号議案については、可決されました。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

（秘密会終了）

教 育 長：続きまして、第24号議案「西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、資料の「第24号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。詳細につきましては、担当の石田からご説明いたします。

石 田：第24号議案、西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第1条、職員の職ですが、3号「主幹」の次に4号「副園長」を加えます。次に第2条の3ページになります。第4号です。「園務主任は、上司の命を受けて認定こども園の分掌事務を掌る。」を「副園長及び園務主任は、上司の命を受けて認定こども園の分掌事務を掌る。」に改めます。これは、認定こども園に新たに「副園長」の職を設けるためのものです。改正理由ですが、現在、当町においては、認定こども園を2園設置していますが、園長は1名で2園を兼務している状況です。園長の業務は、園全体の運営、人事、職員の指導やマネジメント、書類確認など、多岐に渡ります。また、各行事や会議への出席により、不在になることも多くあります。そのような状況の中で、2つの園を今以上に良い運営をするために、組織の見直しを行い、副園長の職を新たに設けたいというものです。最後に資料1ページの附則です。この規則は、令和4年4月1日から施行する。以上が第24号議案の説明となります。

教 育 長：何かご質問、ご意見等ございませんか。

教 育 長：それでは、第24号議案の「西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第24号議案については、可決されました。

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上で、令和3年度第11回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。